

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 交通手段再構築の定義に係る旅客鉄道事業による輸送の維持への特化

交通手段再構築の定義について、旅客鉄道事業による輸送の維持に特化することとし、旅客鉄道事業の全部又は一部を一般乗合旅客自動車運送事業等に転換し、停留所の新設、運行回数増加その他の措置により利用者の利便を確保するものは、除くものとする。

(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の三第二項関係)

二 鉄道網の維持等に係る国の役割及び地域公共交通の利用者等の再構築協議会への参加

1 国土交通大臣は、旅客鉄道事業に係る鉄道網の維持等を図る上で国が果たすべき役割の重要性に鑑み、再構築協議会を組織するものとする。

(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の三第三項関係)

2 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業務に、認定鉄道事業再構築実施計画に定められた

鉄道事業再構築事業の実施に必要な鉄道事業法による鉄道施設の取得、貸付け等を行うことを追加すること。

(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二関係)

3 地域公共交通の利用者及び学識経験者を、再構築協議会の必須の構成員とすること。

(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の三第五項関係)

三 協議運賃制度の導入に係る規定の削除

鉄道運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者が協議会において協議が調ったときに国土交通大臣への届出により旅客運賃等及び運賃等を定めることができることとする協議運賃制度の導入に係る規定を、削除すること。

(改正法第三条及び第四条関係)

四 鉄道事業の廃止に係る検討条項の追加

政府は、鉄道事業の廃止により利用者の利便が著しく阻害されるおそれがあることに鑑み、速やかに、鉄道事業の廃止に係る規制の在り方について、許可制度の導入を含め検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(改正法附則第六条関係)

五 その他

所要の規定を整備すること。